

「平成21年度犯罪被害類型別継続調査」結果（要約）

○調査対象

(1) パネル調査（平成19年度からの継続調査）

犯罪被害者等※115人（このうち3年間連続して回答を得たのは104人）

※ 平成19年度調査時点で、過去10年以内に殺人・傷害等、交通事故、性犯罪、その他の犯罪の被害に遭った被害者本人又は家族・遺族。

(2) Web調査（単年度調査）

①過去10年間に犯罪被害に遭った人654人

②過去10年間に犯罪被害に遭っていない人700人（以下、「一般対象者」と表記）

○調査のテーマ

(1) パネル調査

犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を通じて依頼した同一の犯罪被害者等に継続して調査を実施し、犯罪被害者等の3年間の変化を把握し、その要因を分析する。

(2) Web調査

単年ごとに無作為に抽出した犯罪被害者等及び犯罪被害の経験がない一般人を対象に調査を実施し、パネル調査を補完する。

<ポイント>

1. 犯罪被害者等の精神健康状態は、時間の経過とともに少しずつ回復傾向が見られるものの、一般対象者に比べて相当深刻である。

犯罪被害者等の精神健康状態は、時間の経過とともに少しずつ回復傾向が見られるものの、一般対象者に比べて相当深刻な状態にある人が多い。特に、性犯罪被害者は回復に一進一退があり、複雑な経過が見られる。

2. 回復傾向にある犯罪被害者等と悪化傾向にある犯罪被害者等とは、事件に関する出来事の経験割合に差がある。

事件によって被った被害から回復傾向にある犯罪被害者等は、悪化傾向にある犯罪被害者等に比べ、加害者の逮捕や刑事裁判を経験した割合が高い。回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、回復傾向にある犯罪被害者等に比べ、加害者の釈放、示談金・賠償金の支払い等を経験した割合が高い。

3. 悪化傾向の犯罪被害者等は事件後も長く関係をもつ人等から二次的被害を受けている。

被害からの回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、事件後も長く関わり合いが続く機関・団体の人等から二次的被害を受けている。

4. 事件後間もない時期は裁判に関する制度が相当程度利用されている。事件から時間が経過するにつれて利用率が高くなるのは、相談・カウンセリングや自助グループへの参加である。

事件後間もない時期は「公判期日や裁判結果等に関する情報提供（被害者等通知制度）」や「刑事裁判における意見陳述等」の制度が多く利用される。「相談・カウンセリング」や「自助グループへの参加」は、事件から時間が経過するにつれて利用率が高くなっている。

5. 今後実現・充実させていくことが望ましい施策は、被害類型によって異なる。

今後実現・充実させていくことが望ましい施策は、殺人・傷害等の犯罪被害者等では「給付制度の充実」、交通事故では「加害者の情報提供の拡充」、性犯罪では「PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成」が高い割合となっている。

〈ポイント1〉 犯罪被害者等の精神健康状態は、時間の経過とともに少しずつ回復していくものの、一般対象者に比べて相当深刻である。

犯罪被害者等の精神健康状態は、時間の経過とともに少しずつ回復傾向が見られるものの、一般対象者に比べて相当深刻な状態にある人が多い。特に、性犯罪被害者は回復に一進一退があり、複雑な経過が見られる。

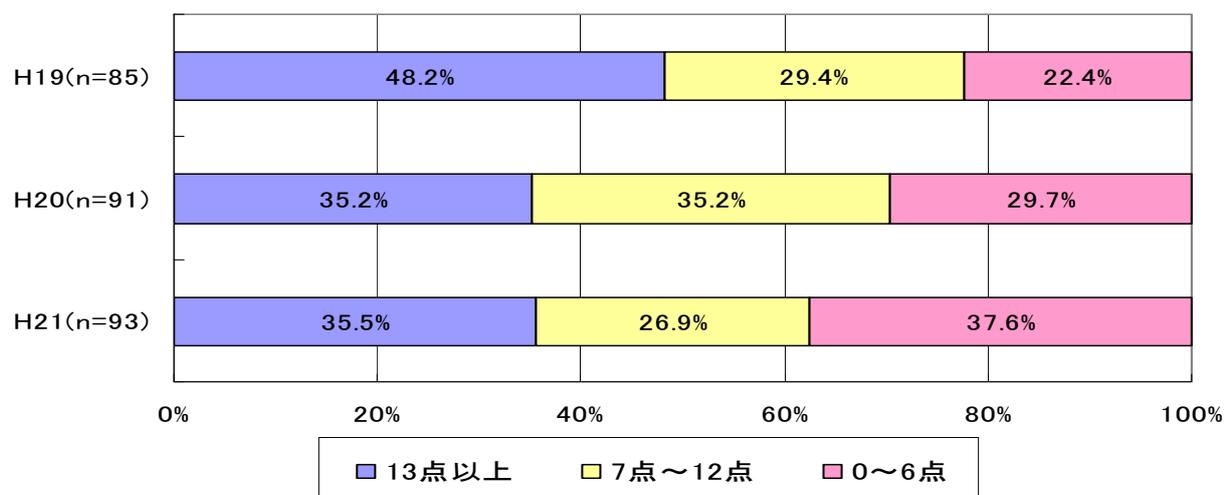
パネル調査における3年間連続回答の犯罪被害者等に、過去30日間の精神健康について尋ねたところ、「重症精神障害相当」とされる人の割合は、平成19年度調査では48.2%→平成20年度調査35.2%と、いったんは回復傾向を示したが、平成21年度調査では35.5%と、ほぼ数値は変わっていない(図1)。被害類型別では、特に性犯罪被害者が一度回復した後、悪化に転じている(図2)。

※ 本調査では、「K6」(Kesslerら、2002年、日本語版は古川ら、2002年)と呼ばれるうつ病、不安障害に対するスクリーニング項目を用いている。「神経過敏に感じた」など6つの設問に対し、「いつも」=4点などスコア化し、合算して算出した**合計値(最大24点)**が高いほど**精神健康の問題がある**という意味となり、合計値13点以上が重症精神障害の診断に該当する可能性が高いとされている。[P.7]

○過去30日間の精神健康状態【K6※得点】の経年推移について(3年間連続回答者)

◆パネル調査(問7) [P.81]

図1

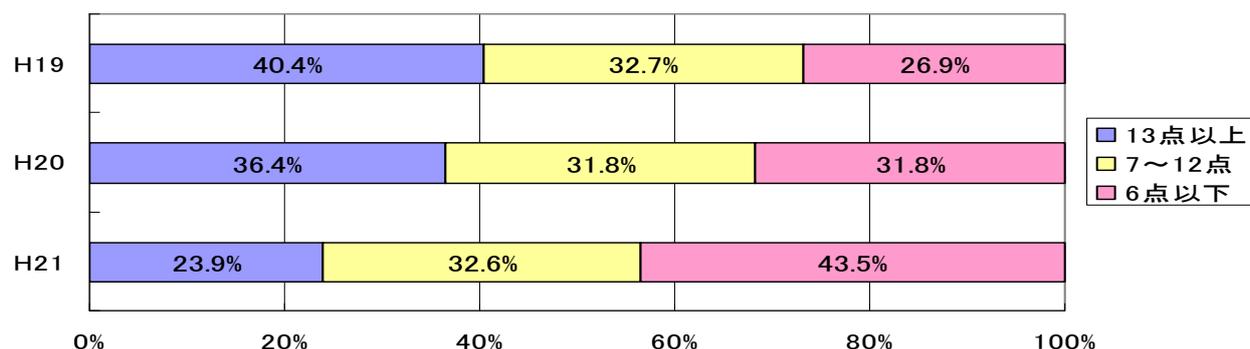


○過去30日間の精神健康状態【K6※得点】の経年推移について(被害類型別)

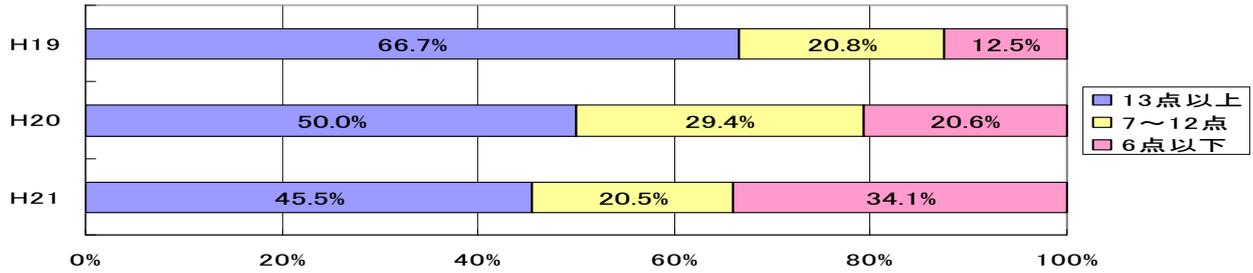
◆パネル調査(問7) [P.29～30]

図2

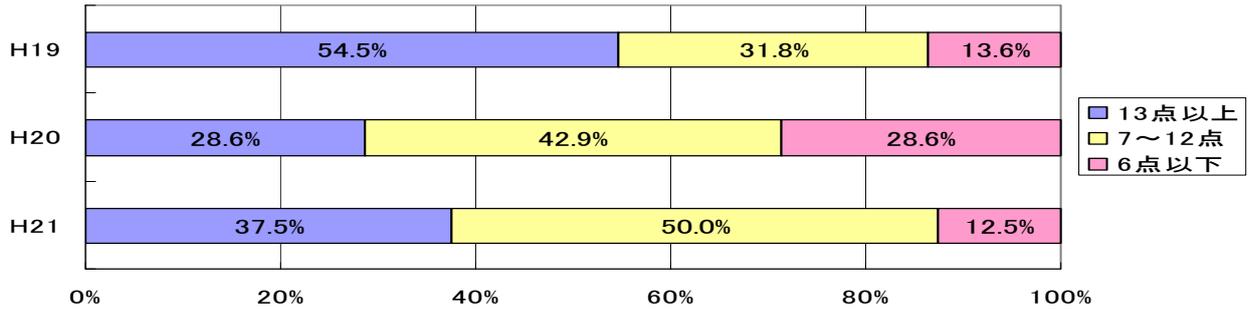
〈殺人・傷害等〉



〈交通事故〉



〈性犯罪〉

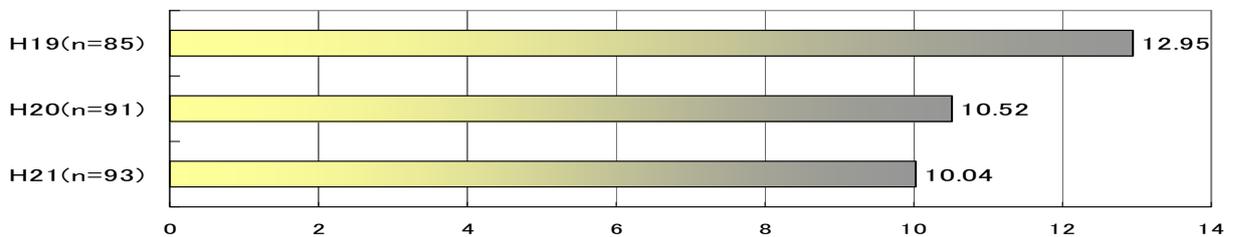


しかし、3年間連続で回答した犯罪被害者等のK6得点の平均値の経年推移（図3）からは、犯罪被害者等全体としては、徐々にではあるが回復に向かっていることが分かる。

○K6得点（平均値）の経年推移について

◆パネル調査（問7） [P.81]

図3



参考として、平成21年度のWe b調査における一般対象者の「重症精神障害相当」とされる人の割合は4%となっており、パネル調査の犯罪被害者等と比較して顕著に低い。ここからも、犯罪被害者等の精神健康状況は相当深刻であることがうかがえる（図4）。

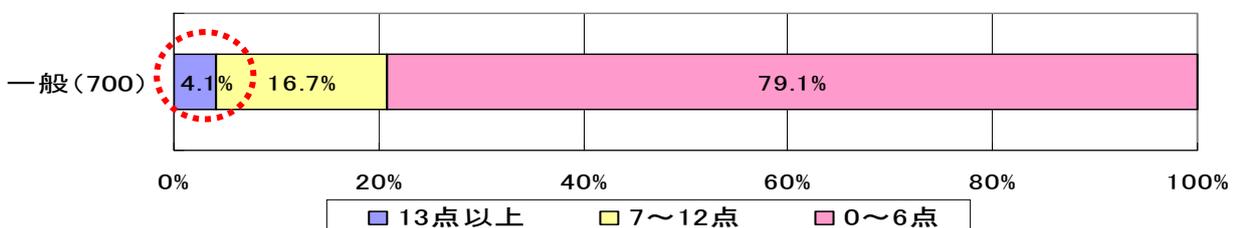
【参考】

○過去30日間の精神健康状態（K6※得点）について

◆We b調査（平成21年度）（問7） [P.121]

図4

〈一般対象者（n=700）〉



〈ポイント2〉 回復傾向にある犯罪被害者等と悪化傾向にある犯罪被害者等とは、事件に関する出来事の実験割合に差がある。

事件によって被った被害から回復傾向にある犯罪被害者等は、悪化傾向にある犯罪被害者等に比べ、加害者の逮捕や刑事裁判を経験した割合が高い。回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、回復傾向にある犯罪被害者等に比べ、加害者の釈放、示談金・賠償金の支払い等を経験した割合が高い。

パネル調査における3年間連続回答の犯罪被害者等を、事件からの主観的回復状況が3年間で回復傾向にある層と悪化傾向にある層に分け※、それぞれの心身等の問題の状況や、生活環境等の影響を分析した。

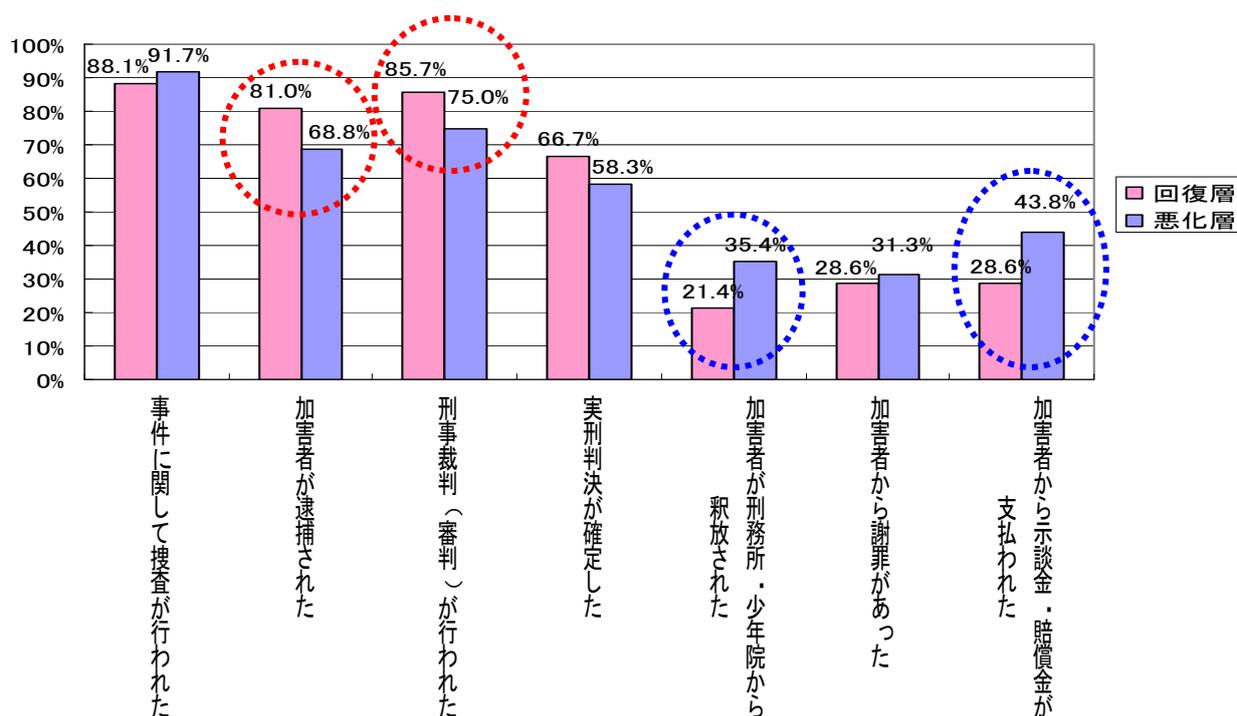
※ 主観的回復状況（主観的回復度）とは、事件によって被った被害から自分がどのくらい回復したかを10段階で評価するものである。それを3つの区分（「0～3割回復」、「4～6割回復」、「7～10割回復」）に分け、各サンプルが平成19年度にどの区分に位置し、平成21年度にどの区分に移動したかにより、「回復層」と「悪化層」に分類する。[P.7～8]

各層ごとに、平成19年度から平成21年度に経験した捜査・裁判等の出来事をみると、悪化層に比べて回復層で10%以上多いのは「加害者が逮捕された」、「刑事裁判（審判）が行われた」であり、逮捕、裁判という2つの大きな節目が事件によって被った被害からの回復に影響している様子が見られる。一方、悪化層で10%以上多いのは、「加害者が刑務所・少年院から釈放された」、「加害者から示談金・賠償金が支払われた」であり、このことから、加害者が単に示談金や賠償金を支払うだけでは被害者等の回復に十分ではないことが示唆された（図5）。

○主観的回復度に基づくグループ別、経験した出来事（平成19年度～平成21年度）（複数回答）

◆パネル調査（問14×問18） [P.110]

図5



〈ポイント3〉 悪化傾向の犯罪被害者等は事件後も長く関係をもつ人等から二次的被害を受けている。

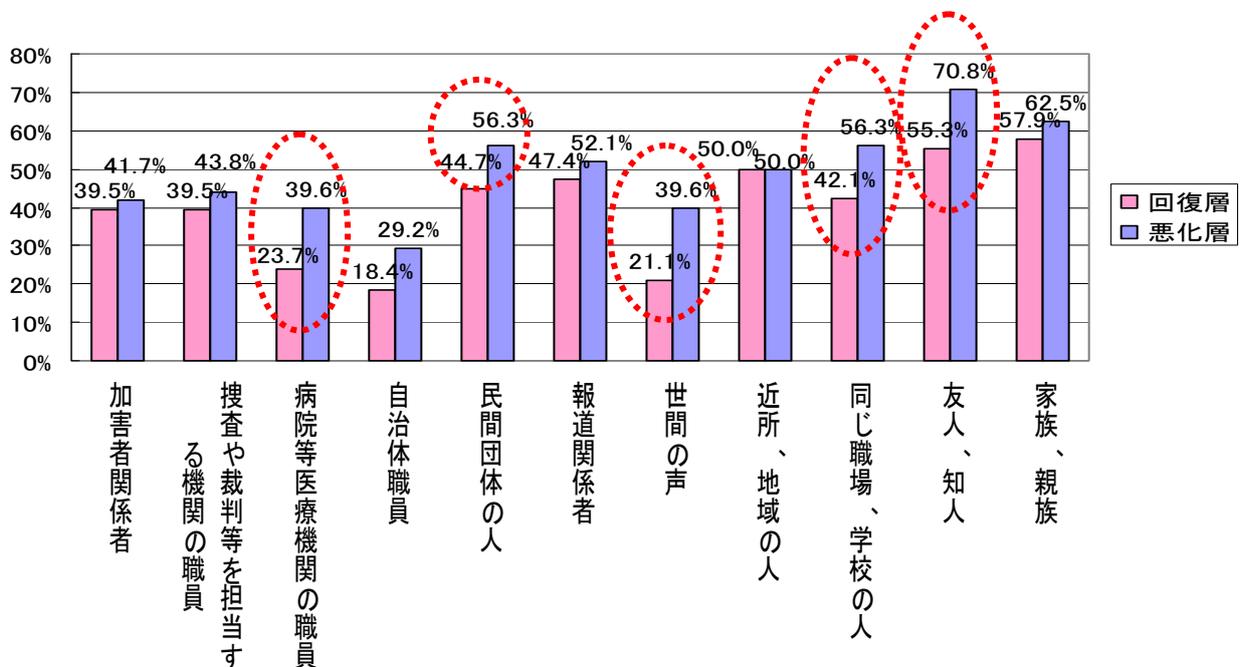
被害からの回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、事件後も長く関わり合いが
続く機関・団体の人等から二次的被害を受けている。

パネル調査における3年間連続回答の犯罪被害者等のうち、主観的回復状況が悪化傾向にある犯罪被害者等は、回復傾向にある者に比べて、多くの関係者や身近な人から二次的被害を受けている。特に、「病院等医療機関の職員」、「友人、知人」、「同じ職場、学校等に通っている人」、「民間団体の人」、「世間の声」などの、事件発生時以降も長く関わり合いを持つ人等については、回復層との差が10%以上になっている(図6)。

○主観的回復度に基づくグループ別、二次的被害経験状況(平成19年度～平成21年度)(複数回答)

◆パネル調査(問14×問16) [P.111]

図6



＜ポイント4＞ 事件後間もない時期は裁判に関する制度が相当程度利用されている。事件から時間が経過するにつれて利用率が高くなるのは、相談・カウンセリングや自助グループへの参加である。

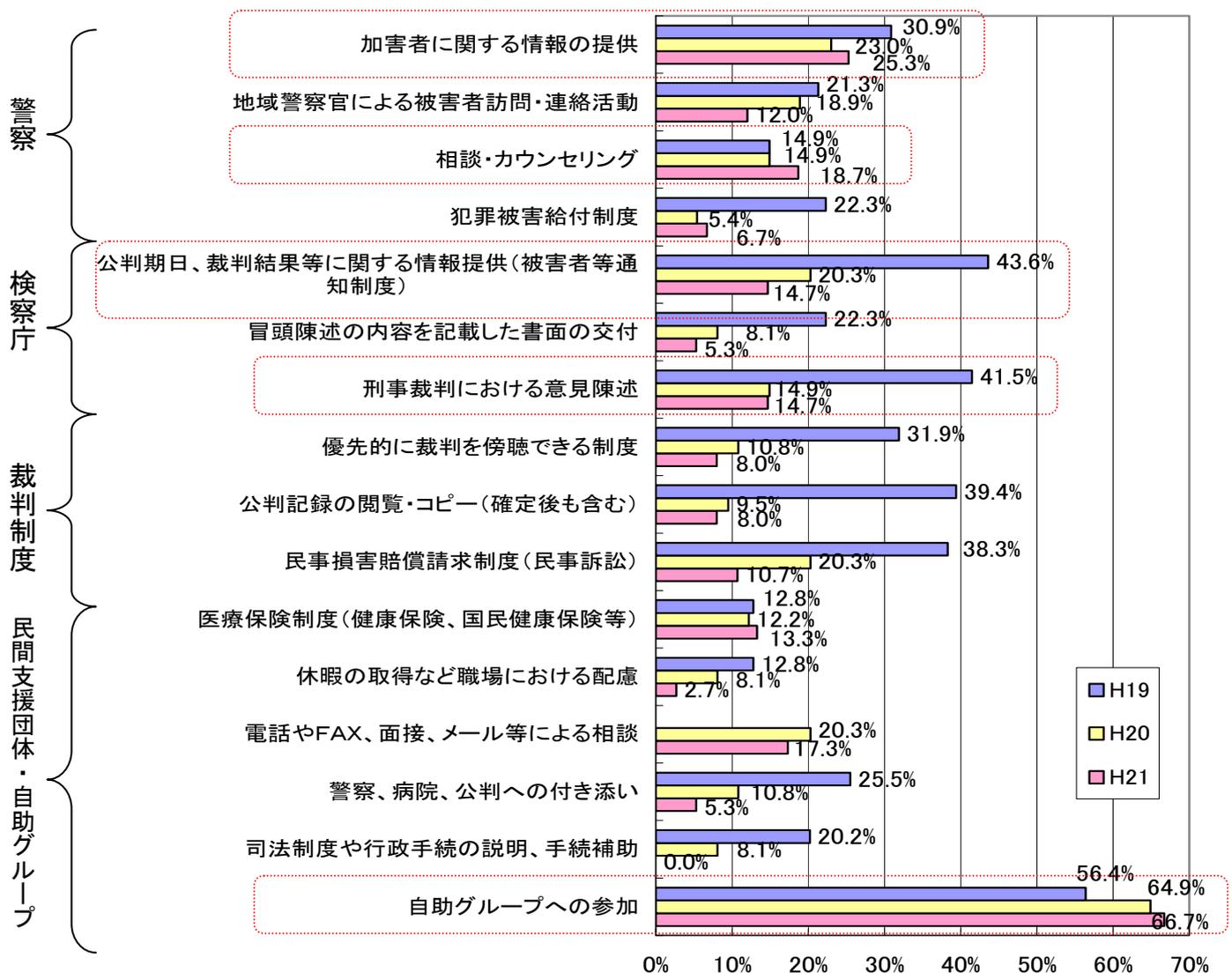
事件後間もない時期は「公判期日や裁判結果等に関する情報提供（被害者等通知制度）」や「刑事裁判における意見陳述等」の制度が多く利用される。「相談・カウンセリング」や「自助グループへの参加」は、事件から時間が経過するにつれて利用率が高まっている。

パネル調査における3年間連続回答の犯罪被害者等に、事件後からの支援や制度の利用状況を尋ねたところ、事件以降平成19年度調査時点まで（平成19年度調査）は「公判期日や裁判結果等に関する情報提供（被害者等通知制度）」や「刑事裁判における意見陳述等」など、捜査や裁判に関する制度が多く利用される。時間が経過しても一定の割合で利用され続けているのは、「加害者に関する情報の提供」、「相談・カウンセリング」や「自助グループへの参加」である。特に、「相談・カウンセリング」と「自助グループへの参加」は、時間が経過するにつれて利用率が高まっている（図7）。

○支援制度の活用状況の経年推移（平成19年度～平成21年度）（複数回答）

◆パネル調査（問15） [P.92]

図7



※ 「電話やFAX、面接、メール等による相談」は、平成19年度調査時は選択肢がなかった。

〈ポイント5〉 **今後実現・充実させていくことが望ましい施策は、被害類型によって異なる。**

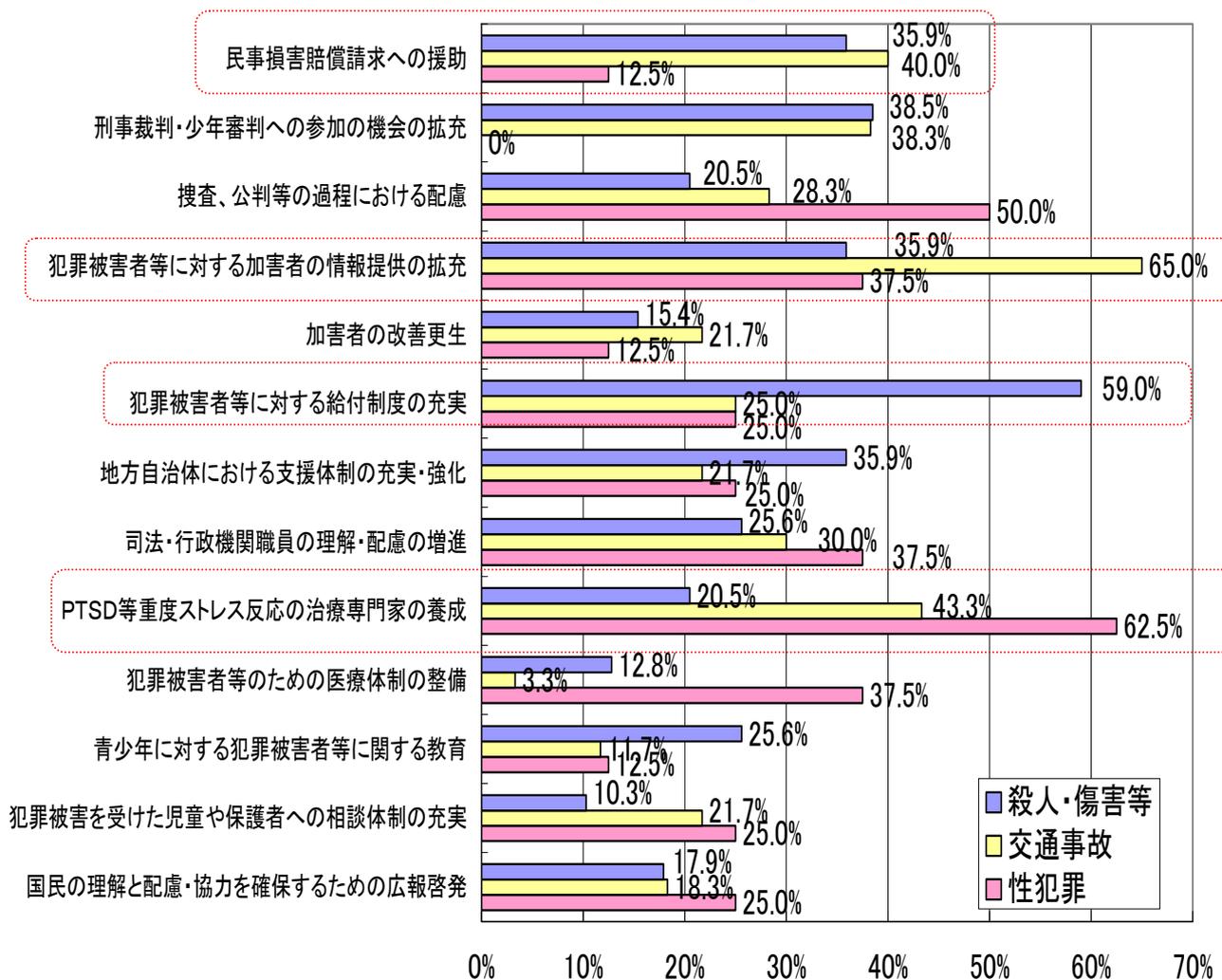
今後実現・充実させていくことが望ましい施策は、殺人・傷害等の犯罪被害者等では「給付制度の充実」、交通事故では「加害者の情報提供の拡充」、性犯罪では「PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成」が高い割合となっている。

今後実現・充実させていくことが望ましい施策については、「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」や「民事損害賠償請求への援助」、「犯罪被害者に対する給付制度の充実」等を望む声が多い。類型別では、殺人・傷害等で「犯罪被害者等に対する給付制度の充実」(59%)、交通事故で「犯罪被害者等に対する加害者の情報提供の拡充」(65%)、性犯罪で「PTSD等重度ストレス反応の治療専門家の養成」(63%)が高い割合となっている(図8)。また、これらの傾向は3年間で大きな変化はない(P. 67~P. 69を参照)。

○今後実現・充実させていくことが望ましい施策(複数回答)

◆パネル調査(問17) [P. 67]

図8



調査の概要

(1) 調査目的

犯罪被害者等基本計画（別紙1参照）に基づき、被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況について継続的な調査を実施し、時間の経過に伴う当該状況の変化を把握し、その要因を分析することにより、

- ① 犯罪被害者等の置かれた状況を改善させるための効果的な施策は何か
- ② 犯罪被害者等基本計画の着実な推進が、犯罪被害者等の置かれた状況の改善にもたらした効果

等の検討の参考とするとともに、

- ③ 調査結果につき、統計処理の上、公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況に関する広報・啓発に活用する

ことを目的とする。

本調査は、平成19年度から毎年継続して実施していたもので、平成21年度は3年目となる。

(2) 調査方法等

本調査では、次の2種類の調査を実施した。①犯罪被害者等の経年変化を把握及び分析するため、犯罪被害者団体及び犯罪被害者支援団体を通じて依頼した同一の被害者等に対し3年間継続して調査を実施するパネル調査と、②パネル調査を補完するため、無作為に抽出した犯罪被害者等及び犯罪被害の経験がない一般対象者に対し単年で調査を実施するWeb調査である。

① パネル調査（継続調査）

犯罪被害に遭った人へのアンケート調査（平成19年度調査において回答があった人を対象とし、被害者団体及び被害者支援団体を通じて、郵送回収により実施した。）

発送数：187名、有効回答数：115名（殺人・傷害等40名、交通事故63名、性犯罪8名、その他4名）

② Web調査（単年度調査）

一般生活者を対象としたモニターを利用したインターネットによるアンケート調査

i 過去10年以内に犯罪被害に遭った人

有効回答数：654名（殺人・傷害等81名、交通事故434名、性犯罪51名、その他88）

ii 過去10年以内に犯罪被害に遭っていない人（要約では「一般対象者」と表記）

有効回答数：700名

- ◆一般対象者にも調査を実施することで、犯罪被害者等との健康上の問題や精神的な問題や悩み等について比較・分析している。

(3) 調査の企画・分析

本調査研究の実施に当たっては、有識者等からなる企画分析会議（別紙2参照）において調査内容の企画、調査結果の分析等を行った。

(4) 被害者の方々の手記

パネル調査対象者（前回応募者を除く）及びWeb調査対象者（犯罪被害者等のみ）に対し、手記の募集を行った。寄稿のあった手記の一部は本報告書第5章に掲載している。

犯罪被害者等基本計画（平成 17 年 12 月 27 日閣議決定）抄

V 重点課題に係る具体的施策

第 4 支援等のための体制整備への取組

2. 調査研究の推進（基本法第 21 条関係）

(3) 犯罪被害者等の状況把握等のための継続的調査の実施

内閣府において、警察庁、法務省及び厚生労働省並びに犯罪被害者団体等の協力を得て、犯罪被害類型別、被害者との関係別に、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等を把握するため、犯罪被害類型等ごとに、一定の周期で継続的な調査を行う。【内閣府】

第 5 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組

1. 国民の理解の増進（基本法第 20 条関係）

(14) 調査結果の公表を通じた犯罪被害者等の置かれた状況についての国民理解の促進

ア 内閣府において、犯罪被害類型別・被害者との関係別に行う、犯罪被害者等の置かれた状況や当該状況の経過等に関する基礎的な事項を把握するための継続的な調査（上記第 4、2. (3)）の結果を、統計処理の上、実例等も参照する形で公表し、様々な犯罪被害者等の置かれた状況についての国民レベルの基礎的な理解を促進する。【内閣府】

平成21年度 犯罪被害類型別継続調査企画分析会議構成員

座長	椎橋 隆幸	中央大学法科大学院法学部教授
	楠本 節子	大阪被害者支援アドボカシーセンター事務局長
	辰野 文理	国土舘大学法学部教授
	中島 聡美	国立精神・神経センター精神保健研究所 成人精神保健部犯罪被害者等支援研究室長
	藤田 悟郎	科学警察研究所交通科学第二研究室室長
	松村 恒夫	全国犯罪被害者の会副代表幹事
	瀬戸 真一	内閣府犯罪被害者等施策推進室参事官

(敬称略・所属及び役職名は平成22年3月当時のものである。)